

東海の古代

第176号 2015年04月

会長：竹内 強

副会長・発行：林 伸禧

編集：石田敬一

投稿先アドレス：furutashigaku_tokai@yahoo.co.jp

HP：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku_tokai

隅田八幡神社人物画像鏡銘文の 考察

一宮市 竹嶋正雄

I. はじめに

和歌山県橋本市に所在する隅田八幡神社が所蔵する『人物画像鏡』は、この鏡の母鏡となった画像鏡が5世紀後半～6世紀初めの古墳から出土していることと、銘文にある「癸未年」より西暦443年、または503年に作られたとされている。しかし、天保9年(1838年)刊『紀伊国名所図会』伊都郡の巻などに紹介されていることから、古い時代のものであるが、正確な出土年代や出土地は定かでないともされている。

そこで改めて、この鏡の銘文を検討し、制作年代・制作意図などを明らかにして、鏡の真の姿を現そうと考える。

なお、参考文献として、岩波書店の日本古典文学大系1『古事記祝詞』、小学館の新編日本古典文学全集2『日本書紀』、同3『日本書紀』(以下、それぞれ大系『記』、新編『書紀』①、新編『書紀』②)を用いた。

II. 隅田八幡神社人物画像鏡とは

隅田八幡神社が所蔵するこの銅鏡の国宝指定名称は『人物画像鏡』(以下、この名称を使用する)である。

この『人物画像鏡』は、5C 後半～6C初

古墳から出土した銅鏡を母鏡とした複製品であるとされる。母鏡になった鏡の一つである狛江亀沢古墳(東京都)出土の銅鏡の制作年代を東京国立博物館は2～3世紀の中国製としている。その他の母鏡も同時期とされる。

これ等中国製の鏡には、神仙思想の特徴である「東王父・西王母」のほかに、「琴を弾く人」「笙を吹く人」「踊る人」「騎馬する人」などの鮮明な像がある。よって、「神人歌舞画像鏡」とも称されている。

『人物画像鏡』も同様の像が見られるが、これ等の像は不鮮明であり、稚拙である。半島出土の鏡と比べてもその出来は劣ると考える。即ち、この鏡は、まだ鑄造技術の拙い倭国で作られたものと考えられる。

また、中国鏡にある銘文の多くは「東王父・西王母」の神仙に「邪を避け、禍を除き、子孫の繁栄」を求め祈る文である。これに対し『人物画像鏡』は「男弟王」一人の長寿を願う個人的なものになっている。これもこの鏡が倭国で作られたことを示している。さらに、この鏡の稚拙さは、銘文が左回りである点と銘文中の「遣」「作」の二文字が反転している点にも見ることが出来る。

III. 隅田八幡神社人物画像鏡銘文の検討

『人物画像鏡』の銘文をフリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』の写真画像より読み取ると次のようである。

癸未年八月 日十大王年 男弟王 在意柴沙加
宮 時斯麻念長 奉遣開中費直 穢人今州利 二

1. 「癸未年八月」

癸未の年は冒頭でも述べたように「西暦443年」または「同503年」とされているが、干支一巡前の「同383年」も候補に挙げておきたい。

2. 「日十大王年 男弟王 在意柴沙加宮」

①「日十大王」の考察

「日十大王」の「日十」は「草下」ではないかと考える。「草下」の簡体字は「日下」である。つまり、「草」を分解すると「艸+日+十」となり、この分解字の「日」のみを取り、「下」と合わせ「日下」としたものである。しかし、『人物画像鏡』の制作の稚拙さから見て制作時代には、まだ漢字の使い方に慣れておらず、分解字「十」と「下」を混同し「日十」としてしまったものと考えられる。また、「大王」の読み方も「ダイオウ」でなく、「オオキミ」であると考えられる。

よって、「日十大王」は「日下大王」と考え、記紀より「クサカ」の姓を持つ人物を探すと、仁徳天皇の第一子、『記』の「大日下王」、『紀』の「大草香皇子」がある。

そこで大日下王について考察する。

（応神）天皇、日向国の諸県君の女、名は髮長比売…（略）…、喚し上げたまひし時に、その太子大雀命、…（略）…、その姿容の端正しきに感で、…（略）…、吾に賜はしめよ」とのりたまひき。

(大系『記』245頁)

大雀命、…（略）…。又上に云へる日向の諸県君、牛諸の女、髮長比売を娶して、生みませる御子、波多毘能大郎子、亦の名は大日下王。次に波多毘能若郎女、亦の名は長目比売命、亦の名は若日下部命。

(大系『記』265頁)

大日下王は、仁徳天皇が応神天皇の時代に日向国の髮長比売を娶して生れた御子である。この御子の誕生年は古事記には記載されていないが、次の日本書紀の記事から推測できる。

（応神十三年）秋九月の中に、髮長媛、日向より至れり。…（略）…。爰に皇子大鷦鷯尊、髮長媛を見すに及び、…（略）…。

(新編『書紀』①、478・479頁)

仁徳天皇は古事記の記事と同様に、髮長媛を見初め、妃とし、直ぐに「得交ひ」している。よって、大日下王(紀：大草香皇子)は仁徳天皇と髮長媛、二人の出会いから間も無くして生れたと考えられる。

仁徳天皇が葛城襲津彦の娘の磐之媛命を后にしたのは、大日下王の誕生後と推測する。即ち、大日下王は履中天皇・反正天皇・允恭天皇の兄である。が、磐之媛命は近畿政権の重鎮の娘であるのに対し、髮長媛は日向の地方豪族の娘であるために長男であるにもかかわらず、大日下王は父である仁徳天皇の後を継ぐことができなかった、としたのである。

皇位継承については日本書紀では即位と崩御の年が記載されており切れ目が無いが、古事記には天皇の即位年の記載がなく、崩御の年と歳が記載されているだけである。これを手懸りに継承の様子を表にする。

天皇名	仲哀	神功	応神	仁徳	—	履中	反正	允恭
即位年西暦	—	182	—	334	367	427	432	437
崩御年干支	壬戌	—	甲午	丁卯	—	壬申	丁丑	甲午
崩御年西暦	182	—	334	367	427	432	437	454
享年	52	100	130	83	—	64	60	78

允恭天皇の崩御は安康天皇以後の天皇年譜に齟齬がないので454年は動かさない。履中・反正天皇の崩御も書紀による在位年数より夫々432年、437年とする。一方、崩御年の記載のある仲哀・応神・仁徳天皇のそれは夫々182年・334年・367年であるので、仁徳天皇と履中天皇の皇位継承の間に何らかの問題が生じていることが分かる。

この辺りに大日下王が関係していると推測する。

②「男弟王」の考察

前項より「男弟王」は大日下王の弟の履中・反正・允恭天皇の何れかと考えるが、履中・反正の在位期間は短く大日下王との係わりが感じられない。よって、允恭天皇と考える。允恭即

位前紀に次の条がある。

(反正)六年の春正月に、瑞齒別天皇^{かむあが}崩^りります。
爰に群^{まえつきみたちはか}卿^い議^まりて曰く、「方今し、大鷦鷯天皇の
子は、雄朝津間稚子宿禰皇子と大草香皇子となり。
然して、雄朝津間稚子宿禰皇子、^{このかみ}長^しにして仁孝
にましませり」といふ。(新編『書紀』②、101頁)

反正天皇が崩御したとき、仁徳天皇の子は允
恭天皇と大草香皇子の二人となった。群卿らは、
「年長であり、情け深くて孝心が厚い」允恭天
皇に即位を促したと訳している。つまり、允恭
天皇が兄で、大草香皇子が弟としており逆にな
っている。

どうして、このような記述になったかを大草
香皇子の系譜に関する記事を新編『書紀』②か
ら拾い出して、検討してみる。

(仁徳)二年春三月辛未朔の戊寅に、磐之媛命を
立てて皇后としたまふ。后、大兄去来穗別天皇・
住吉仲皇子・瑞齒別天皇・雄朝津間稚子宿禰天皇
を生みたまふ。又妃日向髪長媛、大草香皇子・幡
梭皇女を生めり。

(新編『書紀』②、31頁)

(履中元年)秋七月己酉朔の壬子に、…(略)…。
次妃幡梭皇女、中磯皇女を生む。

(新編『書紀』②、87頁)

(履中)六年春正月癸未朔の戊子に、草香幡梭皇
女を立てて皇后としたまふ。

(新編『書紀』②、93頁)

(安康)元年春二月戊辰朔に、天皇、大泊瀬皇子
の為に、大草香皇子の妹幡梭皇女を聘へむと欲
す。

(新編『書紀』②、133頁)

(安康元年二月)是に天皇、…(略)…、大草香
皇子の家を囲みて殺したまふ。

(新編『書紀』②、135頁)

(安康元年二月)爰に大草香皇子の妻中蒂姫を取
りて、宮中に納^{めしい}れたまひ、因りて妃としたまふ。
復遂に幡梭皇女を喚^{めしい}して、大泊瀬皇子に配せた
まふ。是年、太歳^{454年}甲午にあり。

二年春正月癸巳朔の己酉に、中蒂姫命を立てて
皇后としたまひ、甚だ寵^めみたまふ。初め中蒂姫命、
草香皇子に眉輪王^{まよわのおほきみ}を生む。

(新編『書紀』②、137頁)

(雄略)元年春三月庚戌朔の壬子に、草香幡梭姫

皇女を立てて皇后としたまふ。更の名は橘姫。

(新編『書紀』②、149頁)

新編『書紀』②、141頁の雄略即位前紀の割
注では眉輪王の母・中蒂姫命を履中天皇の子の
中磯皇女とし、父を仁徳天皇の子の大草香皇子
としている。この眉輪王が安康天皇を刺殺した
安康3年(456年)での歳を安康記は七歳としてい
る。つまり、450年生れである。この時、父の
大草香皇子の歳は、履中誕生の309年より前で
あるから145歳位となり実情と合わない。父は
別に居るように考える。

また、履中天皇の妃となった仁徳天皇の子の
幡梭皇女を安康元年二月の条に大泊瀬皇子に会
わせたとあるが、この二人は一世代違っており、
況してや皇后にもなった年老いた人を妃に迎える
はずが無い。つまり、雄略元年三月の条にある
皇后になった草香幡梭姫皇女とは別人である。

従って、安康元年の条の兄である大草香皇子
も仁徳天皇の子ではない。安康2年の条にある
眉輪王の父である「大」が取れた草香皇子が草
香幡梭姫皇女の兄であると考え。言い換える
なら、大草香皇子は草香皇子と草香幡梭姫皇女
の父である。そして、草香幡梭皇女は叔母であ
る。この叔母、姪の二人の違いを姪の名に「姫」
を加えることで表している。

因みに、履中天皇の子とされた眉輪王の母で
ある中蒂姫命の別名を長田大娘皇女としている
が、これは允恭天皇の子の名形大娘皇女のこ
とであると考え。

以上のように、反正天皇の崩御の後に残され
た大草香皇子とは、子である草香皇子のこと
である。

このように、大草香皇子・草香皇子、草香幡
梭皇女・草香幡梭姫皇女、中磯皇女・中蒂姫命
の六人の間には書紀編纂時に資料の読み誤りが
あったのか、または意図的に混同させたのか分
からないが、後者ではないかと考える。つまり、
父である大日下王は天皇になったが、九州色が
強いために、九州王朝の存在を隠さなければなら
なかった「日本書紀」からその事実を消された
のであると考える。

③「意柴沙加宮」の考察

允恭天皇の和風諡号は雄朝津間稚子宿禰天皇（『古事記』男浅津間若子宿禰命）であり、この名の中の「朝津間」は母・磐之媛の出身地である葛城の地の葛上郡日置郷朝妻（御所市朝妻）のこととされている。しかし、息長氏の本拠地の近江国坂田郡にも朝妻がある。この朝妻湊は東山・北陸両道に連絡する要港である。

葛城氏は近畿政権内での外交を担っており、水運の掌握があったと考えられる。葛城地域は葛城川、蘇我川を利用し大和川に繋がり、河内湖から淀川を遡り琵琶湖に至る。また、御所市朝妻からは南の風の森峠を越えると紀氏が掌握する紀ノ川に至り、この紀ノ川を經由して淀川から琵琶湖へと行くこともできた。

即ち、琵琶湖東岸の坂田郡朝妻へは容易に行くことができたと考える。そこで、葛上郡朝妻の渡来集団の移住があり、坂田郡にも朝妻の地名が成立したと推測する。つまり、葛城氏と息長氏とは親密な関係にあったと考える。

この息長氏が大和に進出して拠点としたのが忍坂（桜井市忍阪）である。允恭天皇は幼いとき、葛城氏と親密であった息長氏に預けられ養育されていたと推測する。そして長じて息長氏の本拠地の坂田郡より后を迎えたのである。その後が忍坂大中姫命である。

以上のことより、「意柴沙加宮」は「オシサカの宮」で「忍坂宮」である。

3. 「時斯麻念長 奉遣開中費直 穢人今州利二人等」

①「時斯麻念長」の考察

「斯麻」については、『人物画像鏡』にある「癸未年」を503年として、502年に即位した百済国第25代「武寧王」のこととするのが通説となっている。武烈紀4年(502)の条にも「百済新撰」を引用し「斯麻王」の名が見える。しかし、「三国史記」・「三国遺事」においては諱を「斯摩」としている。つまり、マの字が違うので別人であるかと考えたが武寧王陵の墓誌には「斯麻王」と記載されており、文字違いは問題にならないかも知れない。しかしながら、武寧王、即ち斯麻王は百済国という独立国の王である。一国の王が謙って字を使っても『鏡』を

作るのには工人である。敬称の「王」を省いて制作することは考えられない。この「斯麻」は武寧王「斯麻」ではないと考える。

前段③項で考察したように、幼い允恭天皇は大和息長氏に忍坂で養育されていたのであるから、允恭天皇の長寿を祈願したのは大和息長氏の長であると考えられる。この長の名が「斯麻」である。

②「奉遣開中費直」の考察

「開中費直」は「カフチ(河内)直」とされている。このことを各文字音から推考してみる。

「開」は呉音でケ・ke、「中」は古訓でアフ・afu、「費」は呉音でヒ・hiであるので、開中費はkeafuhiと発音されるところが実際には訛ってkahuchi(カフチ)と発音され、後に河内(古訓でカフチ)と表記されるようになったと推考する。つまり、「開中費」はかなり古い時代の発音を表した文字と考える。

「直」はカバネ(姓)の一つである。姓の制度化は成務天皇と允恭天皇のときに行われたとされている。

- 成務天皇代では、国造・県主・別(和気)・稲置
- 允恭天皇代では、公・君・臣・連・直・首・史・村主

上記で分かるように「直」は允恭天皇の時に定められたのであるから、『人物画像鏡』に「直」が使われていることは、この作製が允恭代以降であることになる。しかし、姓制度の改定理由が允恭紀4年の条にある。その内容は、姓の階級詐称があり、その階級上下の混乱が幅広く起きているとするものである。

つまり、成務天皇代では4階級であったのが、允恭天皇の即位時にはすでに多階級になっていたことが窺われるのである。允恭天皇はこの混乱を「盟神探湯」で治めた。即ち、この時に「自然に定まって、もう偽る人はなかった(新編『書紀』②、111頁現代文)」姓が上記の8階級の姓である。

このように、書紀には允恭天皇以前の近畿政権による姓制定に関する記載はないが、すでに「直」を含む姓制度が布かれていたのである。

この姓制度が近畿政権によるものでないなら、どこから来たものであるかとなるが、それは九州政権からであると考えられる。息長氏が『人物画像鏡』に「直」姓を持つ銘文を刻んだことがそれを証明している。それは、息長氏は琵琶湖・淀川・河内湖・大和川の水運を担っている豪族であるので、当然、瀬戸内海を経て九州政権との関連も有していた。また、九州政権との係わりは息長氏一族出身の気長足姫尊(『記』息長帯比賣命)が仲哀天皇と供に九州本家の救済に出向いたことでも分かるように九州政権との係わりは深いものを感じるからである。

以上のように、開中費(河内)直は大和川の河口一帯の管理をしていた役人で、大和川の水運を担当していた息長氏の配下であったと推考する。

前後したが、「奉」について述べる。この文字は「寿」と解されて、前句の「念長」と一体で「念長寿」とされているが、人物画像鏡の写真より「奉」と判断した。

③「穢人今州利」の考察

「穢人」を半島にあった穢国の人とされているが、穢国は帯方郡の東にあった国で、帯方郡が消滅した313年と同時期に消滅している。つまり、『人物画像鏡』にある癸未年である383年、443年、または503年には消滅しており、『人物画像鏡』が制作されたときには穢国の人はいないのである。

では、「穢人」とはどのような人かを推考する。「穢」の意味は学研漢和大字典に①ごみごみした雑草、②けがれ、とある。「穢人」は文字の意味からすれば「雑草のような人」、「けがれた人」となるが、この人は鏡作りの工人である下層の人であるが雑草とか、けがれたとか言われるほど卑下される人ではないはずである。

「穢」の呉音は〔エ〕であるので「穢人」の発音は〔エピトepito〕であり、訛って〔エチet〕であったと考える。即ち、「越」のことと考える。つまり、越国の工人を意味しており、箭飯宮のあった角鹿の工人であったと考える。

「今州利」は工人の名前であり、半島からの渡来人と考える。

4. 「取白上同二百早 作此竟」

①「取白上同二百早」の考察

「取」の意味には、①手ににぎる。手に持つ。②自分の物にする。手に入れる。③受ける。などがある。

ここでの用法は、「取りて」と解し、〔手に取りて。手に受け取りて。〕と訳したい。「白上同」は、新しい上質の銅である。「二百早」の「早」の意味は、①かわく。②ひでり。であり、文意に合わない。「早」は「桿」の略字であり、「さお。棒」のことであるから、鉄鋌のように延べ板状にしたものを意味していると考えられる。よって、二百枚の延べ板銅となる。

「作此竟」はこのままで「これで鏡を作りて」である。

IV. まとめ

以上考察してきたように、『人物画像鏡』銘文の「日十大王」は日下大王(『記』大日下王、『紀』大草香皇子)であり、「男弟王」は允恭天皇である。よって、導き出される答は、「癸未年」は383年であり、「意柴沙加宮」は忍坂宮である。

『人物画像鏡』銘文の読み下し文と考察を入れた現代文は次のようになる。

○読み下し文

癸未の年八月、日下大王の年、男弟王が意柴沙加宮に在りましし時、斯麻が長きを念ず。開中費直と穢人の今州利の二人らが白上の銅二百早を受け取りて、此の鏡を作りて、遣して奉る。

○現代文

癸未(383)年八月、日下大王の御世、弟の王(允恭天皇)が忍坂宮に居た時、(大和息長氏の長)斯麻が(允恭天皇の)長寿を祈願した。河内直と越の今州利の二人らが新しい上質の銅板を二百枚受け取り、此の鏡を作って、使者となって奉った。

『人物画像鏡』が作られた経緯は以上のようなものであるが、どのような理由で作られたかは謎である。今後において推考していきたい。

古代逸年号に関わる疑念

その5

名古屋市 石田敬一

13 上宮法皇は阿每多利思北孤か

上宮法皇とは、古田史学では法興年間における当時の日本列島を代表する最高権力者であって、九州王朝である倭國の王・阿每多利思北孤とします。「鬼前太后」は多利思北孤の母、「干食王后」は倭國伝に登場する妻「雞彌」と結論づけています。

しかし、阿每多利思北孤の情報は、あまりにも少なく、上宮法皇と同一人物だとする考えは想像の域を出ないように思われます。

開皇二十年，倭王姓阿每，字多利思北孤，號阿輩雞彌，遣使詣闕。上令所司訪其風俗。使者言倭王以天為兄，以日為弟，天未明時出聽政，跣趺坐，日出便停理務，云委我弟。高祖曰：「此太無義理。」於是訓令改之。王妻號雞彌，後宮有女六七百人。名太子為利歌彌多弗利。

(中華書局版二十四史『隋書』倭國伝1826頁)

この『隋書』倭國伝では、阿每多利思北孤の称号は「阿輩雞彌」つまり「大王」でしょうから、光背銘の上宮「法皇」は、読みも文字も違います。また、その妻も「雞彌」であって干食「王后」とは呼ばれていません。阿每多利思北孤の母については全く情報がありません。

阿每多利思北孤は、開皇二十年(600年)に記事があるほか、大業三年(607年)に「日出處天子」の自称記事がありますので、この時期には在位にあることがわかりますが、在位の期間など詳細は不明です。

となると、上宮法皇を阿每多利思北孤に想定される根拠は、法興年号の時代に存命である権力者であることと、仏法に帰依していることの2点と思われる。

『新唐書』日本國伝には、注目すべき次の記事があります。この記事の解釈が重要です。

日本，古倭奴也。去京師萬四千里，直新羅東南，在海中，島而居，東西五月行，南北三月行。國無城郭，聯木為柵落，以草茨屋。左右小島五十餘，

皆自名國，而臣附之。置本率一人，檢察諸部。其俗多女少男，有文字，尚浮屠法。其官十有二等。其王姓阿每氏，自言初主號天御中主，至彥瀲，凡三十二世，皆以「尊」為號，居筑紫城。彥瀲子神武立，更以「天皇」為號，徙治大和州。次日綏靖，次安寧，次懿德，次孝昭，次天安，次孝靈，次孝元，次開化，次崇神，次垂仁，次景行，次成務，次仲哀。仲哀死，以開化曾孫女神功為王。次應神，次仁德，次履中，次反正，次允恭，次安康，次雄略，次清寧，次顯宗，次仁賢，次武烈，次繼體，次安閑，次宣化，次欽明。欽明之十一年，直梁承聖元年。次海達。次用明，亦曰日多利思比孤，直隋開皇末，始與中國通。次崇峻。崇峻死，欽明之孫女雄古立。

(中華書局版二十四史『新唐書』日本國伝6208頁)

この記事の末尾の三行においては、「欽明之十一年(550年)を梁の承聖元年(552年)に直り」として同年としますが、2年のずれがあります。また、開皇二十年(600年)には、用明(在位：585～587年)は天皇の在位にありません。そして、「海達」は「敏達」の字の間違いであり、「雄古」は「推古」の間違いでしょうから、『新唐書』の記述内容は、信頼性の面で大いに不安です。

このほかにも『隋書』の「無城郭」や「内官有十二等」が『新唐書』ではそれぞれ「無城郭」「其官十有二等」となっています。「郭」は「郭」の誤りであり、そして、「十有二等」はこうした表示方法はあるものの『隋書』の記事と比べると文字の順序が違ってきます。さらに『新唐書』には、「次孝昭，次天安，次孝靈」とあって不明の天皇名「天安」が挿入されています。

これとは逆に明らかに欠字と思われるところもあります。神武天皇の父にあたるヒコナギサタケウガヤフキアエズノミコトは、書紀に「彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊」と記述され頭の3文字は「彦波瀲」ですが、これが『新唐書』では「彦瀲」とされ「波」が欠落しています。

このように『新唐書』日本國伝の記述には、文字の誤りが多く欠字もあると認知すべきでしょう。そうした意味で注意すべき記事です。なお、『旧唐書』の「置一大率」が『新唐書』では「置本率一人」となっており、これも怪しく思

われます。

この『新唐書』の記事について、古田武彦氏は、「目多利思比孤」の「目」を代理の意味として、開皇二十年の使者は用明天皇であって、用明は多利思北孤の代理とされます。

しかし、私には、『新唐書』の記事には、字の「多利思比孤」のみが記述され、姓の「阿每」が記述されていないのが気になります。

『新唐書』の編者が参考にされたと思われる『隋書』には次のとおり、姓と字の両方が記述されています。

開皇二十年、倭王姓阿每、字多利思比孤

(中華書局版二十四史『隋書』倭國伝1826頁)

『新唐書』に姓の「阿每」が記述されていないのは何とも奇妙で、正しい記述はフルネームが一般的と思われますので、姓の「阿每」は本来記述されていたと考えるのが自然です。したがって、『隋書』における「開皇二十年」と「姓阿每、字多利思比孤」について、『新唐書』ではそれぞれを簡略化して「開皇末」と「阿每多利思比孤」と記述したと思われます。

つまり、現在の『新唐書』の姿は、その編者の意向とは変わってしまった可能性があります。本来「阿每多利思北孤」と記述したものが「阿」が欠如してしまった可能性があるのではないのでしょうか。そして「每」以下は残ったのですが、さらに、「每」が「目」に変わり「自多利思比孤」になったと考えられます。『新唐書』のこの短い記事の中に、年代の齟齬2件と欠字を含む誤字などの誤りが少なくとも8件あり、とりわけ名前の「彦(波)瀨」の欠字の例があることから、「亦曰(阿)目多利思比孤」において、欠字と誤字があった可能性を否定できません。

私は「阿」が欠けた上で「每」が「目」に変わった結果、『新唐書』の記事は「亦曰自多利思比孤」になったと考えます。

ところで、『宋史』日本國伝では、次のとおり「目」が「自」となっており、ますます混乱します。

按隋開皇二十年、倭王姓阿每、名自多利思比孤、遣使致書。

(中華書局版二十四史『宋史』14134頁)

なお、林伸禧氏は、『隋書』の一番古い百衲本の字形を調べ「北」と「比」は明確に書き分けられており、多利思比孤ではなく、多利思北孤が正しいと証明されています。また、中華書局版においても“「比」原作「北」”と注釈されています。

年数の間違いや誤字脱字の多い『新唐書』も、後代に成立の『宋史』も、どの程度信頼がおけるのか不明ですが、用明天皇が阿每多利思北孤の代理か、本人かは別にしても、阿每多利思北孤が倭の権力者であることは間違いありません。

にもかかわらず、書紀は、阿每多利思北孤の名を一切記述しません。本来ならば、大宝以前の王朝の輝かしい権力者ともいべき人物を真っ先に描いて良さそうなものですが、書紀は、天皇家一元史観に基づいて、阿每多利思北孤を用明天皇に押し込めたように思われます。

書紀が阿每多利思北孤を用明天皇に位置づけたのと同様の考えを、近畿天皇家は中国側に伝えたのでしょうか。そこで中国は、用明が阿每多利思北孤であると承知し、先に示したように『新唐書』において、用明は亦の名をアマタリシホコであると表そうとしたのだと思います。しかし、版本、写本の過程においてでしょうか、「阿」が欠字となってしまう、最終的に「次用明、亦曰自多利思比孤」と記されることになったと推測します。

14 蘇我馬子大臣の死亡記事に関して

「東海の古代」第164号(平成26年4月号)の“「法興」年号に関する考察”において、竹畷正雄氏は、上宮法皇は蘇我馬子であるとされました。そして推古三十四年の蘇我馬子の死亡記事について、次のように記されます。

先の同34年の大臣蘇我馬子の死亡記事は

大臣薨仍葬桃原墓

と記されている。この「仍」を『漢和大字典』で引くと

(副)かさねて：もとの物事につけ加えるさまとある。これにより、この文を現代語訳にすると大臣の薨去にかさねて、桃原墓に葬った。

となる。即ち、蘇我馬子大臣の以前の死去に加えて、さらに桃原墓に葬ったのである。つまり、桃原墓に改葬したのである。

では、いつ死亡したか。それは三尊光背銘にある法興32年(622)2月22日である。

つまり、推古三十四年(626年)五月二十日の大臣の死亡記事「大臣薨仍葬桃原墓」について、この時に死亡したのではないとされます。この記事の意味するところは、光背銘の法興三十二年(622年)二月二十二日の4年前にすでに死去していたものを、この記事の推古三十四年(626年)において改葬し桃原墓に葬られたと説明されました。すなわち、「仍」を「加えて、さらに」と読み、4年間の時間的な隔りがあると解釈されました。要するに、この記事は死亡記事ではなく改葬記事であるとの説です。

『隋書』倭國伝においては、「貴人は三年、外に殯し」とあることから、3年が殯の期間の標準と考えてよいようですので、4年の殯の期間もあり得る範囲でしょう。なお、殯は、墓の外で行われます。

死者斂以棺槨，親賓就屍歌舞，妻子兄弟以白布製服。貴人三年殯於外，庶人卜日而瘞。及葬，置屍船上，陸地牽之，或以小輿。

(中華書局版二十四史『隋書』倭國伝1827頁)

たとえば、天武天皇の場合の死後埋葬までの期間については、殯宮を設置し慟哭や誄などの儀礼が繰り返された後、大内陵に埋葬されるまで、2年2ヶ月となります。遺体を墓には入れず殯宮を置き、埋葬するまでそこで殯を行う過程が次表のとおり書紀に記述されています。

年月	書紀の記事の内容
朱鳥元年九月	天淳中原瀛真人天皇崩
朱鳥元年十二月	設無遮大會
元年五月	適殯宮而慟哭焉
元年九月	設齋於殯宮
元年冬十月	始築大内陵
二年冬十一月	畢葬于大内陵

天武天皇の記事に比べ、嶋大臣の場合、二つの死去に関係する記事は、たいへん簡潔です。

一つは、先に示した推古三十四年(626年)の記事です。詳細な儀礼などの記述はありません。

(推古三十四年)夏五月戊子朔丁未 大臣薨

仍葬桃原墓

夏五月二十日、大臣が薨じた。仍りて桃原の墓に葬った。

(読み下しは石田による。以下同じ。)

もう一つは舒明即位前紀(628年)の次の記事です。

適是時 蘇我氏諸族等悉集 爲嶋大臣造墓 而次于墓所 爰摩理勢臣壞墓所之廬

(舒明即位前紀)

ちょうどその時、蘇我氏の諸族等は、ことごとく集まり、嶋大臣のため墓を造り墓所に宿る。この時、摩理勢臣は墓所の廬を壊す。

「次る」は「宿る」ですから、仮のすみかにするという意味です。

この記事で注目すべきことは、蘇我氏諸族等が集まって嶋大臣の墓を造るために墓所に宿泊していた状況です。つまり、この舒明即位前紀(628年)に造墓したということです。したがって、推古三十四年(626年)の記事で「桃原の墓に葬った」とされますが、推古三十四年時点では、墓は完成しておらず、舒明即位前紀(628年)においても造墓されていたと考えて間違いないでしょう。

石舞台古墳は西北部にあった7基の小さな古墳を削平して築造されていることが発掘調査により分かっていますので、蘇我氏の諸族の全てが集まって、嶋大臣の墓を造ったとするこの舒明即位前紀の記事に、遺跡の状況が合致するものと思います。

竹嵩氏が問題にされた「仍」について、私は次のように思います。

一般的に読み下しによく使われるのは「仍りて」でしょう。つまり「よって、それで、そして」等のおおむね繋の語句として使われていると思います。

次に、推古紀から「仍」の使用事例を数例掲げ検証します。「仍」は特に訳さなくても意味が通ると私は考えていますが、あえて()に該当しそうな文言を入れて示します。

a 夏四月庚午朔己卯 立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子仍録攝政 以萬機悉委焉

(推古元年春正月)

夏四月十日、厩戸豊聰耳皇子は皇太子に立ち、(よって) 撰政を録る。以て萬機（重要事項）を悉く委ねる。

b 爰新羅任那二國遣使貢調 仍奏表之日

(推古八年春二月)

ここに新羅、任那二国は、使いを遣り調を貢ぐ。(そして) 表を奏して曰く。

c 冬十月百濟僧觀勒來之 仍貢曆本及天文地理書并遁甲方術之書也

(推古十年冬十月)

冬十月百濟の僧、觀勒來る。(そして) 曆本及び天文地理書あわせて遁甲方術之書を貢ぐ。

d 十一年春二月癸酉朔丙子 來目皇子薨於筑紫仍驛使以奏上・・仍殯于周芳娑娑・・後葬於河内埴生山岡上

(推古十一年春二月)

十一年春二月四日、來目皇子が筑紫にて薨ず。(そこで) 驛使を以て奏上す。・・・(よって) 周芳娑娑にて殯す。・・・後に河内の埴生山の岡上に葬る。

a~d のいずれにしても、その内容から「仍」の前の記述と後の記述の間は比較的短時間のことと思われ、その間が数年を経過するようには思われません。なお、d では殯が行われた「後」に葬られたと記されます。

これに対して、次の e の例は、a~d の記事とは異なるようです。

というのも、當麻皇子の妻である舍人姫王^{とねり}が亡くなったあと、葬られるまでの間には、天武天皇の場合と同じように殯の期間が必要です。

したがって、「仍」は一定の期間を含んでいるように思われます。

e 時 從妻舍人姫王薨於赤石 仍葬于赤石檜笠岡上 乃當麻皇子返之遂不征討

(推古十一年秋七月)

時に、從妻の舍人姫王^{とねり}、赤石にて薨^{こう}ず。(よって) 赤石の檜笠^{たいま}の岡の上に葬る。當麻皇子はひき返し遂に征討せず。

當麻皇子は新羅の征討をやめて引き返さざる

をえなかったのは、単に葬る為だけではなく殯などの葬礼が必要であったため、舍人姫王が薨じてから葬るまでの間には、殯の期間を要したと考えられます。d の來目皇子の場合には、殯があつて後に葬られたのですから、e の舍人姫王は、來目皇子の兄の當麻皇子の妻ですから、同様に殯の期間があつたといえましょう。

つまり、e の「仍」はタイムラグを含むと思われま

す。推古三十四年の「夏五月戊子朔丁未 大臣薨仍葬桃原墓」の記事は、この e の例と似ており、ともにシンプルな記述で殯などの祭礼を行ったとは記述されていませんが、「仍」には殯を行う一定の期間が経過する意味が含まれていると思われま

す。つまり、推古三十四年(626年)に「大臣が薨じ」その後、殯などの葬礼が行われ、2年後の舒明即位前紀(628年)に桃原の墓が造られたとするのが素直です。

「仍」が場合によっては、数年の期間を含んでいるとの解釈について、私は竹寫氏と同様の考えです。

ただし、「(推古三十四年)夏五月戊子朔丁未大臣薨仍葬桃原墓」の記事から、推古三十四年以前に既に大臣が亡くなっていて、それを三十四年に桃原墓に改葬したとする竹寫氏の解釈は無理があるように思います。推古三十四年の年が死亡時期を示していることに違和感はありませんが、この年が改葬時期を示しているとは理解しにくいでしょう。

改葬の場合は、次の推古紀の記事の例のように「改葬」と記されます。

(推古元年) 秋九月改葬橘豐日天皇於河内磯長陵

(推古廿年) 二月辛亥朔庚午改葬皇太夫人堅鹽媛於檜隈大陵

いずれにしても、舒明即位前紀(628年)に嶋大臣の造墓を行っているのですから、推古三十四年(626年)に墓が完成したと解釈するのは無理があると考えま

す。つまり、推古三十四年の「仍」は、一定の期間の後という意味があり、「推古三十四年夏五月二十日に大臣が薨じた。その(二年以)後に

桃原の墓に葬った」と私は理解します。

15 嶋大臣の死亡記事について

用明紀では、「蘇我馬子宿禰大臣」、「馬子大臣」と記述され、また、崇峻紀では、「蘇我馬子宿禰大臣」、「蘇我馬子大臣」とあって、大臣は馬子と分かるように記されます。

そして推古紀でも同様に、即位前紀に「天皇爲大臣馬子宿禰見殺」と記述され、最初に大臣は馬子であると分かるように記されます。

その後は馬子が省略された形で記され、十一年に蘇我大臣と記述される以外は、大臣とのみ記されます。

初めに具体的に名と職名を記し、それ以降は、名は書かずに原則として職名のみで記されます。これが、推古紀の記述方法です。

ここに注目すべき記事があります。推古二十八年の記事に、突如、嶋大臣が現れます。

推古紀	内 容
即位前紀	天皇爲大臣馬子宿禰見殺
十一年	則召皇太子蘇我大臣
十三年	皇太子大臣
十五年	皇太子及大臣
十八年	起進啓於大臣、時大臣自位起
廿年	大臣上壽歌曰
	誅大臣之辭
	第四大臣引率八腹臣等
廿二年	大臣臥病 爲大臣而男女并一千人出家。
廿八年	皇太子嶋大臣
卅一年	謀及大臣詢于群卿
卅二年	時天皇聞之召大臣

馬子の場合は敏達元年に「以蘇我馬子宿禰爲大臣」とあり、大臣になった記事がありますが、この嶋大臣の記事の前に、嶋が大臣になったことを示す記事はありません。

こうしたことから、歴史学者は、嶋大臣を馬子と理解したのでしょう。

しかし、先述の書紀の記述方法に従えば、嶋大臣の記事が現れるまでは、大臣は馬子大臣のことでしたが、推古二十八年に嶋大臣とあるならば、これ以降に大臣と記されているのは、嶋

大臣のことです。

そして、推古三十四年に嶋大臣の死亡記事があります。

卅四年大臣薨 仍葬于桃原墓 大臣則稻目宿禰之子也 性有武略亦有辨才 以恭敬三寶 家於飛鳥河之傍 乃庭中開小池 仍興小嶋於池中 故時人曰嶋大臣

三十四年大臣死去す。よって桃原墓に葬る。大臣則ち稻目宿禰の子なり。性、武略有りまた弁才有り。以て三宝を恭敬す。飛鳥河の傍らの家にて庭中に小池を開け、池中に小嶋を興す。故に、時の人、嶋大臣という。

この推古三十四年の記事について、嶋大臣は稻目宿禰の子であって、三宝を恭敬することから、通説では、この嶋大臣を馬子大臣であると解釈し、これは、ほぼ間違いがない定説とされてきました。

私は、この定説は先入観による間違いであると思います。

名前が異なるのですから、嶋大臣が馬子大臣であるとはいえません。嶋大臣が馬子であると書紀に明記されているわけでもありません。書紀の記述方法に従順に従うと、嶋大臣は馬子と別人の可能性があるのでないでしょうか。私には、嶋大臣が馬子大臣と同一人物であるとは思えません。

馬子が仏教信者であることはすでに書紀に記されており、あえて、ここでことわりを入れる必要があるとも思われません。馬子ではないから、ことわりを入れたように思われます。

もし、三十四年の記事が、馬子大臣の死亡記事ではなく、名前が異なるように別人の嶋大臣の死亡記事であったとしたら、馬子はいつ亡くなったのかという問題が生じます。

実は、推古紀の記事には不思議なことがあります。

推古紀は元年に始まり三十六年まで連続して記事があります。しかし、推古三十年のみ、その年次と記事がありません。なんらかの理由で、この年のみ故意に欠如させているように思われます。

私は、この推古三十年に馬子大臣の死亡記事があったのではないかと疑っています。書紀は

推古三十年の記事をカットし、そこに書かれていたであろう馬子の死亡記事を隠したと推測します。歴史学者が勘違いしたように、書紀は、馬子大臣が嶋大臣であるかのように記述したのです。

推古二十二年に馬子大臣は、病に臥ふせます。

秋八月、大臣臥病。爲大臣而男女并一千人出家。

男女合わせて千人も出家したとなると、馬子の病は軽いものではなさそうです。また信望がある証拠でもあります。そして、その次に大臣の記事が現れるのが、推古二十八年の嶋大臣の記事です。嶋大臣の記事が唐突に現れます。書紀に記されていませんので断言できるわけではありませんが、馬子は老齡でもあることから、病に臥ふせたあと体調が戻らなかつたのではないのでしょうか。敏達天皇元年（572年）に馬子は大臣となっているので、その50年後の推古三十年（622年）には少なくとも70歳を超える年齢にあったと思われま

す。私は、馬子の病状はよろしくないため、嶋に大臣を任せ一線を退いたのではないかと思います。その後も、馬子大臣の病は治らず、ついに推古三十年に死亡したのだらうと想像します。

そして重要なことは、この年次と記事がない推古三十年（622年）の年は、なんと法興三十二年（622年）に該当するのです。それは、法隆寺の光背銘にある上宮法皇が亡くなった年なのです。

推古三十年の記述そのものがありませんので全く推測の域はできませんが、私が言いたいことは、馬子大臣と嶋大臣は別人であり、馬子大臣は、推古三十年である法興三十二年に亡くなった可能性があるということです。それは、とりもなおさず、馬子大臣が光背銘の上宮法皇その人であることを支持します。

「上宮」に関して、皇極三年冬十一月に次の記事があります。

（皇極三年）冬十一月蘇我大臣蝦夷、兒入鹿臣雙起家於甘檮岡 呼大臣家曰上宮門 入鹿家曰谷宮門

冬十一月、蘇我大臣蝦夷、兒ならの入鹿臣、あまかしのおか双で甘檮岡に家を起こす。大臣の家を呼び上宮の門という。入鹿の家を谷宮の門という。

「上宮門」について、通説では「上」と「宮門」に分けて読みます。確かに「宮門」は一つの用語として扱われますが、「上宮」や「東宮」という使われ方もあります。

蝦夷大臣の家について、通説では「上の宮門」と呼びますが、「上宮法皇」の「上宮」を「うえのみや（うえつのみや）」と読むのに対して、「上」と「宮」を分離し、「上」の「みかど」と読ませるのは恣意的な読み方です。「上宮法皇」を「上宮の法皇」と解釈するのであれば、解釈の公平性に立てば「上宮門」は「上宮の門」と呼ぶのが自然でしょう。

蝦夷は「上宮」と呼ばれていたのではないのでしょうか。中国の天子は、その宮殿を意味する「閼」や「臺」で呼ばれることがありました。これと同じように、実質的な最高権力者である蝦夷はその宮の名称から「上宮」と呼ばれていたことはあり得ることです。

蝦夷大臣が「上宮」と呼ばれていたのは、とりもなおさず、蝦夷の父の馬子大臣が実質的な最高権力者として「上宮」と呼ばれていたことに起因するのではないかと思います。そこで光背銘においても「上宮」法皇と記されたのだと思います。

皇極三年冬十一月の記事は、馬子が上宮法皇であったことを示唆しているようです。

16 嶋大臣とは誰か

嶋大臣は馬子のことであると定説になっていますので、私が嶋大臣は馬子大臣と別人であると述べるだけで、一笑に付されると思います。しかし、先に示したとおり、書紀の記事の状況からは別人の可能性が大きいでしょう。

とすれば、嶋大臣とはいったい誰になるのかという疑問が生じます。

そこで、嶋大臣について追求します。嶋大臣に関する情報は、次のとおり限られています。

- (1) 三宝を恭敬する。
- (2) 稻目宿禰の子である。
- (3) 飛鳥河の傍らの家に住む。
(その家には小池と小島がある。)

(1) の三宝を恭敬するのは、蘇我馬子の兄弟や子孫であれば、排仏派の物部氏に対して、よ

り一層崇仏派としての姿勢を堅持しようとするでしょうから、強弱はあるものの馬子の兄弟姉妹は皆、三宝を恭敬していると想像されます。

したがって、この条件は嶋大臣を探る決め手にはなりません。

次に、(2)の稲目の子であることは、嶋大臣を特定するのに大いに有効な条件になります。稲目の子は、次表のとおりとされます。

稲目の子	内 容
馬子	用明、崇峻、推古の大臣
小祚	—
境部摩利勢	628年没、軽の境部に居住
田中刀名	田中臣の本拠は伊勢又は美濃
堅塩媛	29代欽明の皇后
小姉君	29代欽明の皇后
石寸名	31代用明の皇后

嶋大臣は、蘇我稲目の子ですから、この表の四男三女のうちの誰かです。女性は皆皇后になっていますので除きます。嶋大臣に該当するのは、馬子は、嶋大臣とは別人と仮定しましたから対象から除くと、男性の小祚（又の読みは「をそ」）、境部摩利勢、田中刀名の3名のいずれかでしょう。境部摩利勢は「摩理勢臣は（嶋大臣の）墓所の廬を壊す」のですから嶋大臣の死亡時には生きており該当しません。

また、田中刀名は、田中臣とされ、『新撰姓氏録』には「田中朝臣 武内宿禰五世孫稲目宿禰之後也。日本紀合」とありますので、確かに馬子の兄弟です。しかも朝臣とあり真人に次ぐ姓を持っています。ただし、推古二十八年の嶋大臣の記事の後、推古三十一年に、田中臣は、群臣として「新羅を急に討つべからず」と進言していますので、嶋大臣には該当しません。

是歳、新羅伐任那、任那附新羅。於是、天皇將討新羅、謀及大臣詢于群卿。田中臣對曰「不可急討。先察狀以知逆、後擊之、不晚也。請試遣使觀其消息。」中臣連國曰「任那是元我内官家。今新羅人伐而有之。請、戒戎旅・征伐新羅・以取任那附百濟。寧非益有于新羅乎。」田中臣曰「不然。百濟是多反覆之國、道路之間尚詐之。凡彼所請皆非之。故不可附百濟。」則不果征焉。

小祚は、『新撰姓氏録』の岸田朝臣の項に出てきます。「岸田朝臣 武内宿禰五世孫稲目宿禰後也。男小祚臣孫耳高家居岸田村、因負岸田臣號。日本紀合」とありますので、やはり馬子の兄弟です。小祚の孫である耳高は、岸田村（現天理市）に住むため岸田朝臣を号することになります。しかし小祚自身については、これ以外に全く情報がありません。

消去法でいけば、小祚が嶋大臣である可能性があることになります。

次に(3)の飛鳥河の傍らの家の場所という条件については、嶋大臣の名からわかるように、奈良県明日香村島庄にあったと思われます。石舞台古墳の北西に位置する島庄遺跡からは多くの建物跡が見つかっています。後に草壁皇子の東宮「嶋宮」となった建物跡もあったとされ、島庄遺跡は飛鳥川に近接するので、ここに嶋大臣の家があったと考えられます。

稲目の家は、欽明紀十三年に向原から小墾田に移した記事があり、共に甘櫛岡の北西の近いところで飛鳥川に近接する場所です。馬子は石川に住居があつて、これを仏殿にしていますので、もともとは橿原市石川町にある本明寺が住まいであったと考えられます。また、先述のとおり、蝦夷、入鹿は甘櫛岡の辺りに住んでいたと思われ、蝦夷は、蘇我豊浦蝦夷臣、豊浦大臣とも呼ばれていることから、豊浦の地に居を構えていたと考えられます。

境部摩利勢は、軽の境部（現在の橿原市大軽町）に住んでいたとされますので、嶋大臣の該当者から除外されます。また、田中臣の本拠地は、伊勢又は美濃とされますので、田中刀名も該当者から除かれます。

となると、男性で残るは小祚ひとりです。(3)の条件においても、唯一、小祚が嶋大臣である可能性があります。

ところで、小祚を除いて、蘇我馬子の兄弟姉妹は書紀に登場し、それぞれ活躍が記されますが、小祚だけが書紀に一切登場しません。同じ蘇我氏族でありながら、表舞台に一切現れないのは不自然です。小祚は嶋大臣として登場していたのではないのでしょうか。それを、歴史学者は、馬子大臣と嶋大臣は同一人物であるとしたために、小祚だけが正体不明になったと私は考

えます。

そもそも小祚の「祚」は「天子の位」を意味します。となると「小祚」は、小天子のことですから、まさしく実質の権力者を暗示しているようです。

『字源』(角川書店、1191年)によれば、「祚」の項に「武帝、祚に登り、策を探り、以て世数の多少を卜す。(蒙求)」と例示があり、まさしく武帝が皇帝に即位するのに「祚」が使われていますので、「祚」は最高権力者の位を指すことは間違いないでしょう。なお、出典の「蒙求」は宋代の教科書とされます。

ところで、蛇足ですが、推古三十四年の嶋大臣の逸話に「庭中開小池 仍興小嶋於池中」とあります。「小池」「小嶋」と「小」字を重ねるのは、妙に「小祚」を思い浮かべさせます。

“論理の導くところへ行こうではないか。たとえそれがいずこに至ろうとも”の気持ちを持って追求してきました。そして、私は一つの結論を得ました。

蘇我馬子大臣は上宮法皇であると確信するとともに、従来、馬子と思われていた嶋大臣こそ、蘇我小祚であったと推測します。

推古紀における新羅遺使

—古代史覚書帳—

瀬戸市 林 伸禧

1 はじめに

推古紀における新羅からの遺使の記事について、疑問があるので報告する。

2 推古18年條の新羅等使者への対応状況

『日本書紀』における推古18年(610年)條の記事は次のとおりである。

- ・(推古十八年) 秋七月
新羅使人 沙喙部 奈末竹世士 與
任那使人 喙部 大舍首智買 到于筑紫
- ・九月
遣使 召新羅・任那使人
- ・冬十月己丑朔丙申
新羅・任那使人臻於京

・是日

命 額田部連比羅夫 爲迎新羅客莊馬之長
以 膳臣 大伴咋 爲迎任那客莊馬之長
即安置 阿斗河辺館

・丁酉

客等拜朝庭
於是 命秦造河勝・土部連菟 爲新羅導者
以 間人連塩蓋・阿閉臣大籠 爲任那導者
共引以自南門入 立于庭中
時 大伴咋連・蘇我豊浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿
倍鳥子臣 共自位起之 進伏于庭
於是 兩國客等各再拜 以奏使旨

乃四大夫 起進啓於大臣

時大臣自位起 立庁前而聽焉

既而賜祿諸客 各有差

・乙巳

饗使人等於朝 以河内漢直贄 爲新羅共食者

錦織首久僧 爲任那共食者

・辛亥

客等禮畢 以歸焉

(日本古典文学大系『日本書紀』下、195頁)

この新羅等使人の記事の概要をまとめると、次のとおりである。

- ・筑紫に着いた時、近畿天皇家に来るよう招かれた。
- ・招待を受けて新羅等使人が京に着いたら、大歓迎を受けた。
- ・そして、大臣に口頭で挨拶をした後、土産を賜って帰った。

3 疑問

この記事から、次のような疑問が生じる。

- ・新羅等使人は招待を受けるまで約2ヶ月筑紫に滞在していたが、何用で筑紫に来たか。
- ・なぜ、推古天皇側は招待したか。
- ・なぜ、新羅等使人の応対が天皇でなく、大臣なのか。
- ・新羅とは以前から通交しており、この記事からすると初対面のようであり、不審である。

4 考察

(1) 新羅との通交について

- ・推古8年(600年)條には、
爰新羅・任那 二國遣使貢調 仍奏表之日

「**天上有神 地有天皇 除是二神 何亦有畏乎自
今以後 不有相攻 且不乾船柁 每歲必朝**」

(日本古典文学大系『日本書紀』下、177頁)とあり、毎年必ず朝貢しますと新羅の使者は述べている。このように以前から通交があるとの記事が多々存在する。

また、『隋書』倭国伝には
**新羅・百濟皆以倭爲大國 多珍物 並敬仰之 恆通
使往來** (中華書局版二十四史『隋書』1827頁)とあり、新羅には頻繁に通交している。

- ・推古29年(621年)條には、
**是歲 新羅遣 奈末伊弥買 朝貢
仍以表書奏使旨 凡新羅上表 蓋始起于此時歟**
(日本古典文学大系『日本書紀』下、205頁)とあり、新羅の上表が此の時から始まったのではないかと述べている。

(2) 新羅と推古天皇との通交

前項から、近畿天皇家と新羅との通交は、推古天皇時から始まったと思われる。

それ以前の新羅との通交は、倭国(九州王朝)との通交であると推定する。

5 新羅遺使の10年繰上

(1) 裴世清の倭国遺使の記事

推古18年に新羅と初対面のあと、推古29年に新羅が上表するまでの10年間の期間は長すぎると思う。

推古15～17年の遣唐使(通説は、遣隋使としている。)の記事は、本来、推古27～29年の出来事を「12年繰上げ」^{*}して記述したものと考えられる。

つまり、裴世清の倭国への遺使の記事についても、「12年繰上げ」られており、これを勘案すると10年繰上げられているのではないかと推定する。

すなわち、推古29年(原文、推古17年)9月に唐使裴世清が帰国した。当然ながら、筑紫経由で推古天皇側は付人を添わせたであろう。

推古天皇側は、新羅の遺使が筑紫に滞在していたのを知ったので招いたのではないかと思われる。一方、新羅の遺使は、唐が使者を推古天皇側に派遣したのを知り、その状況を把握するために承諾したのではないかと思われる。

そして、新羅は、初対面の会見を受けて、翌年、正式に推古天皇側に使者を派遣したと推定する。また、推古30年(原文、推古31年²)には、友好の証として、新羅は仏像等を提供したと考えれば、推古28・29・30年と時間的に整合がとれていると思われる。

(2) 推古24年条の仏像貢記事

推古24年条

廿四年七月 新羅 遣 奈末竹世士 貢佛像

(日本古典文学大系『日本書紀』下、201頁)とある。

推古31年の仏像貢記事に比較して記事が非常に簡略である。

この推古24年の記事も10年繰上げられたとすると、推古34年にあたり、その年には、

**(推古三十四年) 夏五月戊子朔丁未 大臣薨
仍葬于桃原墓
大臣 則稻目宿祢之子也 性有武略 亦有辨才 以
恭敬三寶 家於飛鳥河之傍
乃庭中開小池 仍 興 小島於池中
故 時人曰「嶋大臣」**

(日本古典文学大系『日本書紀』下、213頁)と、嶋大臣が亡くなった記事がある。

すなわち、新羅は嶋大臣が実質最高権力者として認めていたので、亡くなった時に仏像を送ったと思われる。

以上について、年数を修正した年表「別紙年表－推古紀の唐・新羅遺使関係」を作成したので、参照されたい。

なお、新羅遺使に対する推古天皇側の対応が天皇ではなく大臣であるのは、唐国への対応と新羅国への対応の差ではないかと推定する。また、正式な遺使への対応と急遽呼ばれた遺使への対応の差とも考え得る。

*1 12年繰上げ：拙著「遣隋使と『隋書』倭国伝」(「東海の古代」155号、平成25年7月)参照。

*2 推古31年は暦法上推古30年である。
拙著『『日本書紀』暦日の誤り』(「東海の古代」131号、平成23年7月)

表

『日本書紀』推古紀における新羅通交關係年表

西曆	和 曆	記 事
600	推古 8	爰新羅・任那 二國遣使貢調 仍奏表之曰 「天上有神 地有天皇 除是二神 何亦有畏乎 自今以後 不有相攻 且不乾船柁 每歲必朝」
610	18	<ul style="list-style-type: none"> ・秋七月 新羅使人 沙喙部 奈末竹世士 與 任那使人 喙部 大舍首智買 到于筑紫 ・九月 遣使 召新羅・任那使人 ・冬十月己丑朔丙申 新羅・任那使人臻於京 ・是日 命 額田部連比羅夫 爲迎新羅客莊馬之長 以 膳臣 大伴咋 爲迎任那客莊馬之長 即安置 阿斗河辺館 ・丁酉^{9日} 客等拜朝庭 於是 命秦造河勝・土部連菟 爲新羅導者 以 間人連塩蓋・阿閉臣大籠 爲任那導者 共引以自南門入 立于庭中 時 大伴咋連・蘇我豐浦蝦夷臣・坂本糠手臣・阿倍鳥子臣 共自位起之 進伏于庭 於是 兩國客等各再拜 以奏使旨 乃四大夫 起進啓於大 臣 時大臣自位起 立序前而聽焉 既而賜祿諸客 各有差 ・乙巳^{17日} 饗使人等於朝 以河内漢直贄 爲新羅共食者 錦織首久僧 爲任那共食者 ・辛亥^{23日} 客等禮畢 以歸焉
611	19	十九年秋八月 新羅 遣 沙喙部 奈末北叱智 任那 遣 習部 大舍親智周智 共朝貢
616	24	廿四年七月 新羅 遣 奈末竹世士 貢佛像
621	29	是歲 新羅 遣 奈末伊弥買 朝貢 以表書 奏使旨 凡 新羅上表 蓋始起 于此時歟
623	31	卅一年秋七月 新羅 遣大使 奈末智洗爾 任那 遣 達率奈末智 並來朝 仍 貢佛像一具 及金塔 并舍利 且 大觀頂幡一具・小幡十二条 即 佛像 居於 葛野秦寺 以余 舍利・金塔・觀頂幡等 皆納 于四天王寺 是時 大唐學問者僧惠齊・惠光 及 医惠日・福因等 並從 智洗爾等 來之 於是 惠日等共奏聞曰 「留于唐國學者 皆學以成業 応喚 且其大唐國者 法式備定之珍國也 常須達」

3月の例会報告

○ 野中寺弥勒菩薩半跏思惟像の銘文考察

一宮市 竹嶋正雄

野中寺弥勒菩薩半跏思惟像の制作は丙寅の726年で、その銘文にある中宮天皇は、元正天皇であるとした。

○ 古代逸年号に関わる疑念 その5

名古屋市 石田敬一

上宮法皇が蘇我馬子大臣である可能性を示した。これに付随し、馬子と嶋大臣別人説、嶋大臣小祚説を唱えた。

○ 中国史料による日本古代史（第一報）

瀬戸市 林 伸禧

中国二十四史書において、倭国（倭國）、日本国、琉求国、蝦夷国などに関する記事を項目別・年代順に整理し別冊にまとめて資料提供した。例会では、とりわけ『後漢書』、『三国志』、『隋書』における古代日本に関して、注目すべき記事や用語について発表した。

○ 九州年号の「大化」について

名古屋市 佐藤章司

「東京古田会ニュース」No. 160号の2ページに注目すべき記事があったので報告した。

宮内庁の『本朝皇胤詔運録』の文武天皇を調べると、文武天皇は白鳳十年二月癸未の日に誕生し、大化三年二月に十五歳で立太子して、慶雲四年六月一五日に崩じ、その時の年齢は三十五歳だったとの内容である。これに対して、次のどちらが真かを問い、①を正しい記事とした。

①大化3年（697年）の立太子。

②『日本書紀』では持統11年（697年）に持統天皇から譲位されて天皇に即位。

『日本書紀』では、対馬国から金が献上されたことを祝して大宝としたと記すが、大化3年から4年後、九州王朝の天皇から禅譲を受けて大和王朝（朝廷）を樹立し、701年に「大宝」と建元したのが真実であろうとした。

○ 魏志倭人伝と日本書紀

名古屋市 佐藤章司

『日本書紀』の編纂者は「魏志倭人伝」を手元に置き、よく読み込んで、次に示すように『日本書紀』内に散りばめて編集した。

「有」とするもの

①垂仁100年（71年）の常世国から、非時香果（今の橘と記す）を持ち還る。

「無」とするもの

②応神15年（284年）百濟国から良馬2匹が献上される。

③安閑12年（535年）牛を難波の大隅島と姫島とに放牧するよう命じる。

④推古6年（598年）新羅から鶴2羽が献上される。

上の①～④は倭国に動植物などの献上品が齎もたらされた年の記載がある記事である。倭人伝が記す世界を大和の地であるかのように見せかけるため、魏使の倭国滞在（240～266年）以前に齎もたらされたものを①の「有」とし、魏使が還った266年以降に齎もたらされたものを②～④の「無」として、倭人伝の記事内容に合うように書紀は編纂されたとの見解を述べた。

例会の予定など

1 日 時

- ・4月19日(日) 13:30～17:00
- ・5月17日(日) 13:30～17:00
- ・6月21日(日) 13:30～17:00 総会開催

2 場 所

名古屋市市政資料館 第2集会室
名古屋市東区白壁1-3、TEL052-953-0051

3 参加料 500円（会員は不要）

4 駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台＋α収容（無料）
- ・ウィルあいち駐車場：南隣、30分170円
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点東40分200円

5 交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」、北徒歩5分
- ・市バス「清水口」、南西徒歩8分
- ・市バス「市役所」、東徒歩8分

古田武彦先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。例会での研究報告、発表は大歓迎です。資料を配付される場合は、「20部」をご用意願います。

